



最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

徳島労働局一般公示第 6 号

徳島地方最低賃金審議会は、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、徳島県の区域内ではん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 8 年 9 月 16 日までに、徳島地方最低賃金審議会（徳島市徳島町城内 6 番地 6 徳島労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 8 年 8 月 27 日

徳島労働局長 亀 井 崇